世田谷区建築確認申請等手数料額一覧

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査 ・建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査		確認申請手数料 （計画通知手数料も同様）	30平方メートル以内のもの	6,900
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000
			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000
			2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	146,000
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	249,000
			50,000平方メートルを超えるもの	474,000
建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査		建築設備の設置に関する確認申請手数料	イ　昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	9,600
			ロ　小荷物専用昇降機	4,300
			イ及びロ以外の建築設備	9,600
建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料	イ　昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	5,400
			ロ　小荷物専用昇降機	3,300
			イ及びロ以外の建築設備	5,400
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査		工作物の築造に関する確認申請手数料		8,500
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料		4,300
建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（90の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査		完了検査申請手数料	30平方メートル以内のもの	15,000
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	31,000
			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000
			2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	124,000
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	199,000
			50,000平方メートルを超えるもの	396,000
建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（91の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査		建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	イ　昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000
			ロ　小荷物専用昇降機	8,600
			イ及びロ以外の建築設備	13,000
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査		工作物の築造に関する完了検査申請手数料		9,600

世田谷区建築確認申請等手数料額一覧

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。）に対する審査		中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	30平方メートル以内のもの	12,000
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000
			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000
			2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	115,000
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	186,000
			50,000平方メートルを超えるもの	383,000
建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査		中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000
			小荷物専用昇降機	8,400
建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査		建築物に関する中間検査申請手数料	30平方メートル以内のもの	9,900
			30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000
			100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000
			200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000
			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	46,000
			2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	104,000
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	167,000
			50,000平方メートルを超えるもの	341,000
建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する中間検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査		建築設備に関する中間検査申請手数料	イ　昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	12,000
			ロ　小荷物専用昇降機	8,300
			イ及びロ以外の建築設備	12,000
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査		工作物に関する中間検査申請手数料		9,100
建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		126,000
建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料		126,000
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査		建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		31,000
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		36,000
建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		36,000
建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査		道路内における建築認定申請手数料		28,000
建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		160,000

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		壁面線外における建築許可申請手数料		160,000
建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査		用途地域における建築等許可申請手数料	イ 建築基準法第48条第16項第1号に規定する特例許可をする場合	87,000
			ロ 建築基準法第48条第16項第2号に規定する特例許可をする場合	92,000
			イ及びロ以外の建築等の許可をする場合	180,000
建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査		特殊建築物等敷地許可申請手数料		160,000
建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査		建築物の容積率の特例認定申請手数料		28,000
建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		建築物の容積率の特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		36,000
建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		36,000
建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料		160,000
建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		建築物の高さの特例認定申請手数料		28,000
建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査		建築物の高さの特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査		建築物の高さの許可申請手数料		160,000
建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査		日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法第58条第1項の規定による都市計画に基づく絶対高さに係る認定手数料		建築物の絶対高さ制限に関する特例の認定の申請手数料		28,000
建築基準法第58条第1項の規定による都市計画に基づく絶対高さに係る許可手数料		建築物の絶対高さ制限に関する特例の許可の申請手数料		160,000
建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査		高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査		敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		160,000

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審 査 内 容		名 称 等	手数料額(円)
建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査		特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	160,000
建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査		特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000
建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造に関する特例の許可の申請に対する審査		特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さ又は建築物の部分の構造の特例許可申請手数料	160,000

審査内容		名称等		手数料額(円)
建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		160,000
建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査		地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料		28,000
建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料		160,000
建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		仮設興行場等建築許可申請手数料		108,000
建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の特例の許可の申請に対する審査		仮設興行場等建築特例許可申請手数料		195,000
建築基準法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査		一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	82,000 29,000
建築基準法第86条第2項の規定に基づく1の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査		既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	82,000 29,000
建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査		一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	238,000 29,000
建築基準法第86条第4項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査		既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	238,000 29,000
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（位置又は構造の変更を伴うものに限る。）の認定の申請に対する審査		公告対象区域内の建築物の新築又は増築等認定申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	82,000 29,000
建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可の申請に対する審査		公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	238,000 29,000
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	6,900円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額	6,900 13,000
建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		28,000

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審 査 内 容		名　称　等		手数料額(円)
建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査		既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料		28,000
建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査		既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査		既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料		28,000
建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査		既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査		建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料		108,000
建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査		建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料		195,000
建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料		28,000
建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査		建築物の移転認定申請手数料		28,000
マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料		160,000
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料		160,000
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」と いう。)第11条第1項及び第12条第2項ただし書の規定に基づく審査 (同法第11条に規定する特定建築行為が建築基準法第6条　第4項及び第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の申請及び計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準(住宅部分の外皮性能を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準により評価する場合)又は誘導仕様基準の場合に限る。)		1　一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500
			当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700
			当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800
			当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400
		2　1以外の住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300
			当該部分の床面積の合計が30平方メートルを100平方メートル以内のもの	8,200
			当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900
			当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」と いう。）第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出されたもの	1　一戸建て住宅		5,800
		2－イ　1以外の建築物の住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000
		2－ロ　1以外の建築物の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000
	上記以外のもの	一戸建て住宅 ：仕様基準又は誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200
		一戸建て ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200
		一戸建て ：標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様基準又は誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	304,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	390,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
		1）非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみである建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	188,000
		1）以外の非住宅部分 （1）モデル建物法による場合の適合性判定手数料	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	434,000
		1）以外の非住宅部分 （2）標準入力法等による場合の適合性判定手数料	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	896,000
	変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類又は軽微な変更に該当していることの証明の申請に併せて建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出されたもの	1　一戸建て住宅		4,100
		2ーイ　1以外の建築物の住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500
		2ーロ　1以外の建築物の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」と いう。）第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 及び 施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	上記以外のもの	一戸建て住宅 ：仕様基準又は誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100
		一戸建て ：仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300
		一戸建て ：標準計算法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様基準又は誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	213,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：標準計算法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	273,000
		1）一戸建て以外の建築物で非住宅部分の用途が工場等のみである建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	132,000
		1）以外の非住宅部分 （1）モデル建物法による場合の適合性判定手数料	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	304,000
		1）以外の非住宅部分 （2）標準入力法等による場合の適合性判定手数料	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル のもの	627,000

以下性能向上認定申請手数料【別表3　第4　第5】

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」と いう。）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出されたもの	1　一戸建て住宅		5,800
		2ーイ　1以外の建築物の住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000
			当該宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	148,000
		2ーロ　1以外の建築物の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000
			当該宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	235,000
		一戸建て住宅 ：誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200
		一戸建て ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200
		一戸建て ：標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審査内容		名称等		手数料額(円)
	上記以外のもの	一戸建て以外の建築物の住宅部分 :標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	449,000
		非住宅部分 :モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	509,000
		非住宅部分 :標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル　のもの	1,020,000
	申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出されたもの	1　一戸建て住宅		4,100
		2ーイ　1以外の建築物の住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500
			当該宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	103,000
		2ーロ　1以外の建築物の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200

審査内容		名称等		手数料額(円)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」と いう。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	165,000
	上記以外のもの	一戸建て住宅 ：誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100
		一戸建て ：仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300
		一戸建て ：標準計算法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	248,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：標準計算法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	314,000
		非住宅部分 （1）モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	357,000

審査内容		名称等		手数料額(円)
		非住宅部分 （2）標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルのもの	715,000

以下　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料【別表2】

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物等計画の認定	申請に併せて区長が指定する者（適合性確認機関）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されたもの	1　一戸建て住宅 （人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		5,800
		2　1以外の建築物の住宅部分 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000
		2　1以外の建築物の非住宅部分 （基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
			当該宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000
		一戸建て住宅 ：誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200
		一戸建て ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200
		一戸建て ：標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：誘導仕様基準を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 ：仕様・計算併用法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000

審査内容		名称等		手数料額(円)
	上記以外のもの	一戸建て以外の建築物の住宅部分 :標準計算法を用いた場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000
		非住宅部分 :モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000
		非住宅部分 :標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000
	申請に併せて適合性確認機関が作成した低炭素法第54号第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の提出	1　一戸建て住宅		4,100
		2ーイ　1以外の建築物の住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500
		2ーロ　1以外の建築物の非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
			当該宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000

令和8年4月1日改正
（本表は手数料条例表の一部抜粋です）

審 査 内 容		名 称 等		手数料額(円)
低炭素法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定	上記以外のもの	一戸建て住宅 :誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100
		一戸建て :仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300
		一戸建て :標準計算法	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 :誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 :仕様・計算併用法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000
		一戸建て以外の建築物の住宅部分 :標準計算法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000
		非住宅部分 （1）モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000
		非住宅部分 （2）標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000